

和光市ゼロカーボン推進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、エネルギー価格の高騰等の影響を受けている者の生活を支援するとともに、市民のゼロカーボン推進に資する行動変容を促進するため、宅配の再配達を防止する宅配ボックス等の設置及び家庭用省エネルギー機器等の買換えを行う者に対し、予算の範囲内で和光市ゼロカーボン推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 補助金の交付に関しては、和光市補助金等の交付に関する規則（昭和38年規則第8号）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 宅配ボックス等 別表第1又は別表第2に規定する要件を満たす宅配ボックス及び宅配バッグ
- (2) 省エネ機器等 別表第1に規定する要件を満たすエアコンディショナー、冷蔵庫及びLED照明器具

(補助対象設備)

第3条 補助金の対象となる設備（以下「補助対象設備」という。）及びその要件並びに補助金の額は、別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。

2 補助金の交付は、次の各号に掲げる補助対象設備の区分に応じ、当該各号に定める回数を限度とする。

- (1) 別表第1に規定する宅配ボックス等 補助金の交付対象者の属する世帯につき1回
- (2) 別表第1に規定する省エネ機器等 補助金の交付対象者の属する世帯につき1回
- (3) 別表第2に規定する宅配ボックス等 補助金の交付対象者につき1回

(補助金の対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象設備の購入費用、設置及び既設機器の取外しに要する費用（処分するための費用は除く。）とする。ただし、当該補助対象設備に係る消費税及び地方消費税に相当する額、割引又は値引きされた額、ポイント等で支払った額に相当する額並びに付属品を購入した額は、補助対象経費に含まないものとする。

(補助金の交付対象者)

第5条 別表第1に定める補助対象設備の導入により補助金の交付を受けることができる者は、補助金の交付申請時において次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により市の住民基本台帳に記録されている個人

(2) 市税等を滞納していない者

(3) 別表第2に規定する補助対象設備に係る補助金の交付を受けた者と同一の世帯に属していない者

2 別表第2に定める補助対象設備の導入により補助金の交付を受けることができる者は、補助金の交付申請時において次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 市内の集合住宅を所有する法人（市内に事務所を有する法人に限る。）若しくは個人（市内に住所を有する者に限る。）又は市内の集合住宅に係る建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条に規定する区分所有者の団体の管理者を務める者（市内に住所を有する者に限る。）

(2) 市税等を滞納していない者

(3) 別表第1に規定する補助対象設備に係る補助金の交付を受けた者と同一の世帯に属していない者

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる補助対象設備の区分に応じ、当該各号に定める書類により令和8年1月31日までに市長に申請しなければならない。

(1) 別表第1に規定する補助対象設備 和光市ゼロカーボン推進補助金（別表第1）交付申請書（様式第1号）

(2) 別表第2に規定する補助対象設備 和光市ゼロカーボン推進補助金（別表第2）交付申請書（様式第2号）

2 申請者は、前項の申請にあたり、次の各号に掲げる補助対象設備の区分に応じ、当該各号に定める書類を併せて提出しなければならない。

(1) 宅配ボックス等

ア 領収書の写し又は補助対象設備の購入内容が確認できる書類（購入日、宛名、購入金額、品名、型番及び発行者の記載があるもの）

イ 補助対象設備設置後の住宅の全景のカラー写真

ウ 補助対象設備の設置場所、設置状態及び盗難防止対策を確認できるカラー写真

エ 申請者の住民票、運転免許証又はマイナンバーカードの写し（前項第1号の書類により申請する場合及び市内の集合住宅を所有する個人が前項第2号の書類により申請する場合に限る。）

オ 補助対象設備を設置した建物の登記事項証明書（発行から3月以内のもの）又はその写し（前項第2号の書類により申請する場合に限る。）

カ 誓約書（様式第3号）

キ アからカまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(2) エアコンディショナー又は冷蔵庫

ア 前号ア及びエに掲げる書類

イ 既存機器の家電リサイクル券（排出者控）の写し等既存機器からの買換えであることが分かる書類

ウ 補助対象設備設置前後の状態を示すカラー写真

エ 取付工事注文書、配送注文書等の設置場所が分かる書類の写し

オ 規格、省エネルギー基準達成率等が分かるカタログ等の書類

カ アからオまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(3) LED照明器具

ア 第1号ア及びエに掲げる書類

イ 仕様書、保証書その他LED照明器具の機能が確認できる書類

ウ LED照明器具以外の照明器具からLED照明器具に買い換え、当該LED照明器具を設置したことが分かる写真

エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定等）

第7条 市長は、前条に規定する申請があつた場合は、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、和光市ゼロカーボン推進事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定をしたときは、当該決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）に補助金を交付するものとする。

3 市長は、第1項の審査のために必要があると認めるときは、申請者に対し、当該補助対象設備の設置の確認を求めることができる。

（交付決定の取消し等）

第8条 市長は、前条第1項の規定による交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) この告示に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

2 交付決定者は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消されたときは、当該補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

（財産の管理及び処分制限）

第9条 補助金の交付を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該交付の対象となった補助対象設備を、この補助金の交付の目的に反して使用し、交換し、貸与し、廃棄し、売却し、譲渡し、移設し、又は担保等に供してはならない。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。

(1) 天災又は過失の無い事故により補助対象設備を抹消処分した場合

(2) 初期不良又は故障により補助対象設備を買い換え、又は処分した場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に認めた場合

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年8月1日から施行する。

別表第1（第2条、第3条関係）

補助対象設備		要件	補助金の額
宅配ボックス等		以下の要件を全て満たすこと。 (1) 領収書の写し等の領収日が、令和7年4月1日から令和8年1月31日までの日付であること。 (2) 自らが居住する住宅の外に設置していること。 (3) 鍵、ダイヤル錠等による盗難防止機能を有していること。 (4) 埋込み又はアンカー、ワイヤー等で固定されていること。 (5) 荷物の受け取りを目的として販売された製品であること（リース、レンタル品及び自作品は対象外）。 (6) 中古品ではないこと。 (7) 転売を目的としていないこと。	補助対象経費の8割の額（その金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は30,000円のいずれか少ない額
省エネ機器等	エアコンディショナー及び冷蔵庫	以下の要件を全て満たすこと。 (1) 領収書の写し等の領収日が、令和7年4月1日から令和8年1月31日までの日付であること。 (2) 自らが居住する住宅に設置していること。 (3) 日本産業規格C9901に基づく省エネルギー基準達成率（エアコンは目標年度2027年度、冷蔵庫は目標年度2021年度）が100%以上であること。 (4) 市内の店舗で購入した製品であること。 (5) 既存の製品から同品目の製品に買い換えたものであること。 (6) 中古品ではないこと。 (7) 転売を目的としていないこと。	補助対象経費の5割の額（その金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は30,000円のいずれか少ない額
	LED照明器具	以下の要件を全て満たすこと。 (1) 領収書の写し等の領収日が、令和7年4月1日から令和8年1月31日までの日付であること。 (2) 自らが居住する住宅に設置していること。 (3) 市内の店舗で購入した製品であること。 (4) 非LED照明器具からLED照明器具に買い換えたものであること。 (5) 中古品ではないこと。 (6) 転売を目的としていないこと。	補助対象経費の5割の額（その金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は10,000円のいずれか少ない額

別表第 2（第 2 条、第 3 条関係）

補助対象設備	要件	補助金の額
宅配ボックス等	以下の要件を全て満たすこと。 (1) 領収書の写し等の領収日が、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 1 月 3 1 日の日付であること。 (2) 申請者が所有する市内の集合住宅において、当該集合住宅の居住者が利用することを目的に設置していること。 (3) 鍵、ダイヤル錠等による盗難防止機能を有していること。 (4) 埋込み又はアンカー、ワイヤー等で固定されていること。 (5) 荷物の受け取りを目的として販売された製品であること（リース、レンタル品及び自作品等は対象外）。 (6) 中古品ではないこと。 (7) 転売を目的としていないこと。	補助対象経費の 8 割の額（その金額に 1, 0 0 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は 3 0 0, 0 0 0 円のいずれか少ない額